一般財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association 公司

NO.747

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階 TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 http://www.syahokyo-saga.or.jp/



●日本年金機構 •平成24年度社会保険·労働保険事務説明会の開催について ······ 2 •事業主の皆様へ 被扶養者認定基準をご存知ですか? ······ 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

•傷病手当金と年金の調整について 障害年金を受けるようになったとき 老齢年金を受けるようになったとき

佐賀県社会保険協会

今月の記事

○年金相談窓口開設等のご案内 ……

○国民年金保険料額が改定されました ……

■社会保険料は納付期限内に納付しましょう。



事業主の皆様へ

平成24年度 社会保険・労働保険事務説明会の開催について

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額に大きな差が生じないよう、毎年1回、すべての被保険者について、その年の4月・5月・6月に支給した報酬を届け出ていただくことにより、標準報酬月額の見直しを行なっています。

その際に提出をしていただく「被保険者報酬月額算定基礎届」等についての事務、労働保険の年度更新等の事務及び健康保険給付等についての事務の説明会を下記の日程で開催しますので、事務担当者様のご出席をお願いいたします。

地	区	開催	時間	会 場	所在地
鳥	栖	6月18日(月)	13:45~16:00	鳥栖市民文化会館大ホール (0942-85-3645)	鳥栖市宿町807-17
佐	賀	6月22日(金)	9:45~12:00 (午前の部)	佐賀市文化会館中ホール (0952-32-3000)	佐賀市日の出1丁目21-10
佐	賀	6月22日(金)	13:45~16:00 (午後の部)	佐賀市文化会館中ホール (0952-32-3000)	佐賀市日の出1丁目21-10
唐	津	6月20日(水)	13:45~16:00	唐津市文化体育館文化ホール (0955-73-2888)	唐津市和多田大土井1番1号
伊万	i里	6月21日(木)	13:45~16:00	伊万里市民センター文化ホール (0955-22-3911)	伊万里市松島町391-1
武	雄	6月25日(月)	13:45~16:00	武雄市文化会館大ホール (0954-23-5165)	武雄市武雄町武雄5538番地1
鹿	島	6月26日(火)	13:45~16:00	鹿島市民会館大ホール (0954-63-2105)	鹿島市納富分2643-1

平成24年度の算定基礎届の提出先につきましては、**7月10日(火)**までに下記あて 郵送によりご提出ください。

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F 日本年金機構 佐賀事務センター

※佐賀事務センターは駐車場(駐車券)がございませんので、算定基礎届をご持参いただく場合は、年金事務所へご提出をお願いいたします。

【注意】ご案内の書類に年金事務所あて提出をお願いしている事業主様におかれましては、 年金事務所へご提出をお願いいたします。

事業主の皆様へ

被扶養者認定基準をご存知ですか?

被扶養者の範囲・

- ●被保険者の直系親族、配偶者(戸籍上の婚姻届がなくとも、事実上、婚姻関係と同様の人を含む)、子、孫、 弟妹で、主として被保険者に生計を維持されている人
- ②被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている次の人
 - 1.被保険者の三親等以内の親族(①に該当する人を除く)
 - 2.配偶者の父母及び子
 - 3.被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人の 父母及び子
 - 4.3の配偶者の父母及び子(その配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む)

認定基準

~同居の場合~

対象者の年収が130万円未満で、かつ被保険者の年収の概ね半分未満で あるときは、被扶養者に認定できます。



(注)認定対象者が60歳以上の人または障害者の場合は、上記「130万円未満」が「180万円未満」となります。 また、年収には年金や失業給付なども含め、すべての収入が対象となります。

認定基準

~別居の場合~

対象者の年収が130万円未満で、かつ被保険者からの仕送額(援助額)より 少ないときは、被扶養者に認定できます。



(注)認定対象者が60歳以上の人または障害者の場合は、上記[130万円未満」が[180万円未満]となります。 また、年収には年金や失業給付なども含め、すべての収入が対象となります。

お問い合わせ先

- ●佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- ●唐津年金事務所厚生年金適用調査課
- ●武雄年金事務所厚生年金適用調査課

TEL0955-72-5162

TEL0954-23-0122

傷病手当金と年金の調整について

障害年金を受けるようになったとき

同一(関連)の傷病について、傷病手当金と障害厚生年金(障害手当金)を受けられる場合 は、健康保険法第108条の規定により傷病手当金は支給しないこととなっております(下図 ①参照)。ただし、傷病手当金の日額が障害年金の日額より大きい場合は、その差額が支給さ れます(下図②参照)。

❶傷病手当金額が障害年金額より小さい場合

(例)傷病手当金日額4,000円、年金額180万円(日額5,000円)

傷病手当金 日額4,000円

障害年金

(180万円÷360日=日額5.000円)

傷病手当金受給開始

障害年金受給開始

障害年金額の方が大きいため、 傷病手当金は受けられません。

②傷病手当金額が障害年金額より大きい場合

(例)傷病手当金日額4.000円、年金額126万円(日額3,500円)

最大1年6ヵ月・ 差額(500円) 傷病手当金 日額4,000円

障害年金との差額を 傷病手当金として 受けることができます。

障害年金

(126万円÷360日=日額3,500円)

傷病手当金受給開始

障害年金受給開始

傷病手当金受給終了

傷病手当金を受けた後に、同一(関連)傷病にてさかのぼって障害厚生年金(障害手当金)を 受給することとなった場合

傷病手当金の受給期間と重複する期間については、傷病手当金の一部または全部を返還していただくこと となります。さかのぼって障害厚生年金(障害手当金)を受給することとなった場合は、速やかにその旨を協会 けんぽ佐賀支部までご連絡ください。

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

傷病手当金を受給されている方が年金を受けるようになった場合は、支給額が調整されます。

2

老齢年金を受けるようになったとき

退職後(資格喪失後)に引き続き傷病手当金を受けている方が、老齢厚生年金または退職 共済年金等(老齢年金等)を受給することとなった場合は、健康保険法第108条の規定によ り傷病手当金は支給しないこととなっております(下図①参照)。ただし、傷病手当金の日額が 老齢年金の日額より大きい場合は、その差額が支給されます(下図②参照)。

●の個子の主要のでは、「個子」のでは、「個子」のでは、「個子」のでは、「個子」のでは、「個子」のでは、「個子」のでは、「個子」のでは、「個子」のでは、「個子」のできます。

(例)傷病手当金日額4,000円、年金額180万円(日額5,000円)

傷病手当金 日額4,000円

傷病手当金 日額4,000円

老齢年金 (180万円÷360日=日額5,000円)

退職後の老齢年金 受給開始

老齢年金額の方が大きいため、 傷病手当金は受けられません。

2傷病手当金額が老齢年金額より大きい場合

(例)傷病手当金日額4,000円、年金額126万円(日額3,500円)

■ 最大1年6ヵ月 <u>▶</u> 差額(500円)

老齢年金との差額を 傷病手当金として 受けることができます。

老齢年金 (126万円÷360日=日額3,500円)

退職後の老齢年金受給開始 傷病手当金受給終了

傷病手当金を受けた後に、

さかのぼって老齢年金等を受給することとなった場合

退職日の翌日以降の傷病手当金受給期間と重複する期間については、傷病手当金の一部または全部を返還していただくこととなります。さかのぼって老齢年金等を受給することとなった場合は、<u>速やかにその旨を</u>協会けんぽ佐賀支部までご連絡ください。

TEL 0952-27-0611

毎月2回メールマガジンを配信しています。

協会けんぽ 佐賀

検索

詳細はホームページをご覧ください。



24 ^{年度}

社会保険事務講習会開催のごあんない

『年金に関する講習』

厚生年金保険の給付、 障害・遺族年金給付に関する受給要件や 法律改正等、年金に関する講習。

地区 平成24年 会場

武 雄:5月21日(月) 武雄市文化会館

佐 賀:5月23日(水) アバンセ

伊万里: 5月24日(木) 伊万里市民センター

鳥 栖:5月29日(火) サンメッセ鳥栖

講師●日本年金機構職員

『協会けんぽの 健康保険に関する講習』

健康保険のしくみや給付、 任意継続に関する講習。

地区 平成24年 会場

鳥 栖:7月12日(木) サンメッセ鳥栖

佐 賀:7月13日(金) アバンセ

武 雄:7月18日(水) 武雄市文化会館

唐津:7月24日(火) 唐津市民会館

講師●全国健康保険協会佐賀支部職員

●実施期間 各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄50名 鳥栖・唐津・伊万里30名(定員になり次第締め切ります)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者 事業所の社会保険事務担当者

講師社会保険労務士·日本年金機構職員·全国健康保険協会職員

参加費 会員事業所は無料 (但し、平成23年度社会保険協会費未納事) 業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、FAXまたは郵送にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ 一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号		動おわ れ	かりにた	る範囲	で結構で	ごす.
参加希望会場日時	(佐賀 ・ 鳥栖 ・ 武雄 ・ 唐津 ・ 伊万里) 会場 /	平成	年	月	日()
参加者氏名(2名まで)						
事 業 所 名						
事業所所在地	事業所電話番	号	()		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。						



運動実施機関▶2012年5月1日~7月31日

健康づくり企画カラダ・プラス 1(ワン)とは

--現代人の生活は、仕事が忙しく暇がないなど運動不足になりがちです。

『カラダ・プラス 1』は、ウォーキングなどを日常生活に取り入れ、生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防することを目的としています。

日々の運動は、皆さんを快適な生活に導いてくれます。ぜひ、ご家族、職場の皆さん、ご一緒に参加ください。

イベント内容

参加されている皆様に、以下の運動項目の中から選んで、日々運動していただき、運動したら PC または携帯の専用サイトに自分のエントリー番号を入力し、運動した項目を選択します。最後に送信ボタンを押してください(送信は1日1回のみです)。

日々継続していただき、運動した日数の合計が多い順に、ニックネームにてランキングします。

運動した報告を送信できるのは、1日1回のみです。 運動した日は必ず当日中に送信ください。

運動項目

- 1. 階段昇降(10分) 2. ウォーキング(20分) 3. ラジオ体操(18分) 4. なわとび(8分)
- 5. 筋力トレーニング〔スクワット、ヒップエクステンション、腕立て伏せ、クランチ(腹筋)〕(20分)
- 6. 自転車通勤(15 分) 7. ジョギング(10 分)

運動実施期間

2012 05/01 06/01 07/01 07/31

2012年5月1日≈7月31日の3カ月間。

ゴール日までの合計日数上位者(頑張った人)には粗品進呈。期間中でも登録可能です。(ただし、5月31日まで。)

登録期間

^{2012‡} **4月1日≈5月31日**

(2012年5月1日~7月31日はイベント期間中)

参加条件

- 会員事業所に勤務する被保険者およびその家族。
- パソコンまたは携帯電話をお持ちの方。
- 参加費は無料。
- ●イベントエントリーしていただきます。

を加の流れ (で家族、職場の皆さん、ぜひご一緒に参加ください)

/ パソコンまたは携帯電話より 入力フォームにて参加登録。

協会より登録された方に エントリー番号を発行します。 日々運動をされたら、運動項目 から1つ以上選択、エントリー 番号を入力し、送信します。

パソコンでアクセスされる方は http://www.syahokyo-saga.or.jp/ にアクセスして頂き、該当のバナーをクリックしてください。

携帯でアクセスされる方は右に表示された QR コードを読み取ってアクセスしてください。 直接入力フォームにアクセスできます。



一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階 TEL:0952-26-3171 FAX:0952-26-3377 佐賀県社会保険協会

http://www.syahokyo-saga.or.jp/

運動項目による 消費カロリーについて



()	(20		
	体重	消費カロリー	
	50kg	158kcal	
	65kg	205kcal	
内裁1個 ご忧茶碗	1.2 杯分	151 kcal č 191 kcal	











(10分)

平成24年6月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					伊万里市役所 (予約)	2
3	4 延長相談 19時まで	5 鹿島市民会館 (予約)	6 多久市役所 (予約)	7 鳥栖市役所 (予約)	8 伊万里市役所 (予約)	9 年金事務所 休日相談日
10	11 延長相談 19時まで	12 基山町役場 (予約)	13 有田町役場 東庁舎 (予約)	1 4 鳥栖市役所 (予約)	15 伊万里市役所 (予約)	16
17	18 延長相談 19時まで	19 鹿島市民会館 (予約)	20 多久市役所 (予約)	21 鳥栖市役所 (予約)	22 伊万里市役所 (予約)	23
24	25 延長相談 19時まで	26 基山町役場 (予約)	27 有田町役場 本庁舎 (予約)	28 鳥栖市役所 (予約)	29 伊万里市役所 (予約)	30

年金相談の	週1
時間延長	17

初めの開所日 :15~19:00 年金事務所 休日相談日

県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00

出張相談	予 約 制 相談	時間 10:00▶15:00
出張相談所	予約申	込 先
鳥 栖 市 役 所 多 久 市 役 所 基 山 町 役 場	佐賀年金事務所	0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所	0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係	0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民: 国民年金係	環境課 0955-46-2114

※年金事務所での予約による年金相談も受付けております。 ※希望される日の前日までにお申し込みください。

- 佐賀年金事務所……☆0952-31-4191 ●唐津年金事務所…… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…… ☎0954-23-0121

※唐津·武雄年金事務所は、

第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

国民年金保険料額が改定されました …

平成24年4月から平成25年3月分までの国民年金保険料は、月額14,980円になりました。 納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。 まだ納付がお済でない方は、至急お近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。また、 クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。 保険料についてご不明な点がありましたら、お近くの年金事務所にお尋ねください。

平成24年3月まで **15,020**в



平成24年4月から **14,980**в

平成24年4月から年金額が0.3%減額改定されました

【年金額改定の例】

老齢基礎年金(40年間国民年金定額保険料を納付された方)





平成24年4月から **786,500**в

※年金額改定通知書については、平成24年6月中旬頃送付予定です。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成24年5月分保険料の納付期限は平成24年7月2日(月)です。

※平成24年5月分の社会保険料計算に係る届書は6月6日(水)までに到着するようお届けください。 その後に到着した場合は平成24年5月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。

